

3.14 年度補助に関する変更・連絡事項

(1) 情報通信設備（借入）の補助対象および申請

借入補助を一層充実するため、補助対象期間を見直すことになった。従来は新規・継続とも1年目は当該年度の10月1日から翌年の3月31日の6カ月としていたが、14年度補助から、1年目は大学の契約月数分が補助されることになった。これまでは、4月1日から9月30日まで契約していても補助の対象とされていなかったが、14年度からは最大4月から補助が受けられるよう改善された。

また、提出すべき計画調書について、審査を厳格に行うための情報の整備として学内に保管するとしていた「教育における詳細な使用計画」および「使用計画を実現するための管理運営体制」についても文部科学省に提出することになった。さらに、マルチメディア装置、学内LAN装置、買い取りの情報処理関係設備の計画調書について、これまで1件ずつ当該事業を実施する目的、事業の概要を求めていたが、14年度から情報化についての全体像を一層理解することが容易になるよう目的・概要を「情報化事業計画調書」として1本に集約することになった。

(2) 教育学術情報データベース等開発の補助内容の整備

コンテンツ関係の申請が少ないことから、これまでの補助内容について見直しを文部科学省に働きかけた。その結果、これまでの「データベースおよびマルチメディア教育ソフトウェアの開発」を改め、「データベースの開発および授業用コンテンツの作成」とした。これにより、授業に使用するノート、テキスト、学習成果、演習・試験問題、授業録画など授業に使用する電子化経費、ネットワーク掲載のためのWebページ開発経費、教育専用ソフトウェアの開発経費が対象となることを明記し、申請の拡大を図ることになった。

(3) 教育研究用ソフトウェアの申請要件の緩和

補助対象となり得る教育研究用ソフトウェアは、文部科学省で採択された設備、装置施設で使用されるソフトウェアとの制限があったが、採択制を導入して審査することを条件に補助金で採択されない設備等で使用のソフトウェアも補助対象として拡大され。

(4) 未完成学部学科にかかわる設置経費の申請要件の緩和

大学等設置認可制度の弾力化の進展等を踏まえ、14年度より設置後完成年度を超えていない学部学科の内、改組転換又は既設学部学科からの定員の振り替え（定員の一部含む）によるもの（短期大学および高等専門学校の設定員振り替えにより設置した大学の学部学科）に該当する場合には、補助対象とすることになった。

(5) サイバー・キャンパス整備事業の要件と評価

私立大学等においてインターネット等を活用した国内外の大学等との交流・連携による教育研究の推進を支援することを目的とするもので、同一キャンパス内でのネットワークの構築、他大学等への配信を行わないコンテンツの開発・作成など、他大学等との交流・連携等を伴わないものは、補助の対象としないとした。事業の全体計画が複数年度にわたるものは、年次計画を提出し、後年度においては、申請された事業の全体計画の範囲内で優先採択を行う。また、事業の実施状況について、計画の進捗状況および成果等の自己点検・評価を促すとともに、第三者としての立場から3年ごとに調査を行い把握し、必要に応じて改善方策等について助言が行われることになった。